

国分寺市 介護支援専門員法定研修受講料補助 Q&A

No.	大項目	質問内容	回答
1	受講料補助について	介護支援専門員が受講料を研修実施団体に支払いをしましたが、補助の対象になりますか。	本事業は、介護支援専門員が支払った法定研修受講料を事業者が負担した場合の補助になります。介護支援専門員個人への補助ではありません。
2		補助の対象となる法定研修の種類（名称）は、何種類ありますか。	10種類です。 ・実務研修・専門研修Ⅰ・専門研修Ⅱ・更新研修（実務経験者向け56時間前期）・更新研修（実務経験者向け32時間後期）・更新研修（実務経験者向け88時間）・更新研修（実務未経験者向け54時間）・再研修・主任研修・主任更新研修があります。
3		対策講座、模擬試験における経費、介護支援専門員登録手数料、介護支援専門員証発行手数料も補助の対象になりますか。	当市の補助は、上記10種類の研修に要する経費のみです。
4		実務研修の補助は実務研修受講試験に合格した人が、実務研修を受ける際のお金の事でしょうか。試験の受験料の補助ではないのですか。	受験料の補助ではなく、実務研修の研修受講料が対象となります。
5		補助金の申請受付前に法定研修の支払いをしています。対象となりますか。	当該年度の受講料であれば対象になります。
6		受講料の振り込みは事業所名義ではなく、個人名で振り込みしましたが、問題ないでしょうか。	研修実施団体への受講料振込は介護支援専門員個人・事業所どちらでも問題ありません。
7		介護支援専門員への事業所からの受講料の支払いについては、受講終了後の支給でも可能ですか。	可能となります。

国分寺市 介護支援専門員法定研修受講料補助 Q&A

No.	大項目	質問内容	回答
8	受講料補助について	事業者が介護支援専門員の受講料を負担したことがわかる領収証書（写し）の具体例を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の給料に受講料負担額を給付した場合は、給与明細の写し。 ・介護支援専門員に負担した受講料を手渡しした場合は、事業所・介護支援専門員どちらかの捺印がある様式（任意様式）のご提出をお願いいたします。
9		事業所負担の金額が全額でない場合は申請できないのでしょうか。	受講料の1/4又は負担額のどちらか少ない額を補助いたします。
10		都の交付申請に間に合わなかったため、市の4分の1負担分のみ申請したいのですが可能ですか。	申請可能です。補助基準額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額で申請してください。
11	受講料補助対象年度について	令和6年度以前に負担をした法定研修受講料は、受講料補助の対象となりますか。	受講料補助の対象となりません。令和6年度以降に研修実施団体に納入した法定研修受講料となります。
12		市への補助金申請は当該年度2月末日が期限となっていますが、2月末日以降に研修修了した場合には、いつ補助金の申請ができますか。	3月に研修修了する分につきましては、翌年度に申請を受け付けます。
13		研修の費用を事業所負担ではなく個人で負担しています。その場合でも補助の対象になりますか。	本事業は個人に対する補助ではなく、受講料を負担している事業者に対しての補助金となります。
14	受講料補助対象者について	他市町村の事業所で介護支援専門員の資格を活用した業務に従事していますが、国分寺市民です。その場合は、受講料補助の対象者となりますか。	補助対象者は国分寺市内の補助対象事業所で、介護支援専門員資格を活用した業務に従事している者（又は今後資格を活用する見込みのある者）となります。よって居住地が市内であっても、従事先が市外の事業所の場合は、補助の対象者となりません。

国分寺市 介護支援専門員法定研修受講料補助 Q&A

No.	大項目	質問内容	回答
15	受講料補助対象者について	国分寺市内の補助対象事業所で従事していますが、介護支援専門員と他の業務を兼務しています。その場合でも受講料補助の対象者となりますか。	受講料補助の対象者となります。補助金交付要綱第3条別表に規定している対象職員（介護支援専門員資格を活用した業務に従事しているもの）の場合、受講料補助対象者の「勤務の体制及び勤務形態一覧表」における職種、常勤・非常勤、専従・兼務については問いません。
16		地域包括支援センターで介護支援専門員以外の配置ですが、ケアプランを作成しています。その場合は、受講料補助の対象者となりますか。	介護支援専門員以外の配置であっても、補助金交付要綱第3条別表に規定している対象職員（介護支援専門員資格を活用した業務に従事しているもの）の場合は、受講料補助の対象者となります。
17		現在、補助対象事業所の管理者を勤めていますが、受講料補助の対象者となりますか。	補助金交付要綱第3条別表に規定している対象職員（介護支援専門員資格を活用した業務に従事しているもの）の場合は、受講料補助の対象者となります。
18		補助対象事業所の法人代表者を勤めていますが、受講料補助の対象者となりますか。	補助対象事業所の役員（法人代表者）であっても、補助金交付要綱第3条別表に規定している対象職員（介護支援専門員資格を活用した業務に従事しているもの）の場合は、受講料補助の対象者となります。 雇用契約書提出に代わり、国分寺市に提出の変更届出書と勤務形態一覧表（直近のもの）で、補助金要綱第7条（対象となる職員）に規定している介護支援専門員資格を活用して業務に従事しているかを確認します。

国分寺市 介護支援専門員法定研修受講料補助 Q&A

No.	大項目	質問内容	回答
19	受講料補助対象者について	介護支援専門員業務に従事していないが、介護保険サービス業務（例：介護職員など）に従事している場合は受講料補助の対象となりますか。	補助金交付要綱第3条別表に規定している対象職員（介護支援専門員資格を活用した業務に従事しているもの）に該当しないため、受講料補助の対象者となりません。
20		介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合。とは、どの様に確認を取りますか。	雇用契約書の内容で確認いたします。雇用契約書に介護支援専門員等の記載が無く補助金要綱第7条（対象となる職員）に規定している介護支援専門員資格を活用して業務に従事しているかの確認ができない場合は、国分寺市に提出の変更届出書と勤務形態一覧表（直近のもの）で確認いたします。
21		区市町村が直接運営をしている補助対象事業所は、受講料補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。ただし、区市町村が委託をしている補助対象事業所の場合は補助の対象となります。
22	他の補助金等の取扱い	厚生労働省が行っている、教育訓練給付金制度の補助を受けている場合であっても、補助金の交付申請を行うことは可能ですか。	交付申請を行うことは可能です。ただし、交付申請額は、法定研修受講料の金額から教育訓練給付金補助額（その他受講料補助額、控除額等）を差し引いた額を補助対象経費とし、その額に対し事業所が負担した額を申請してください。
23	受講料補助の申請について	交付申請の対象職員が複数の事業所で勤務をしている場合、補助金申請をする事業所はどこになりますか。	交付申請をすることができる事業所は、対象職員が法定研修実施団体に受講料を納入した時点で勤務をしている主たる事業所になります。

国分寺市 介護支援専門員法定研修受講料補助 Q&A

No.	大項目	質問内容	回答
24	受講料補助の申請について	法定研修の受講申込時に A 事業所で勤務。法定研修修了後に B 事業所でも勤務を始めました。A 事業所、B 事業所どちらも対象職員に法定研修の受講料負担を行いました。その場合、両事業所は補助金の交付申請を行うことは可能ですか。	交付申請をすることができる事業所は、対象職員が法定研修実施団体に受講料を納入した時点で勤務をしている主たる事業所になります。よって、この場合は A 事業所が交付申請をすることができます。
25		申請方法は、各介護事業所別の申請でしょうか。法人として一括申請でしょうか。	申請は法人として一括で構いません。申請書に添付する「対象職員一覧」については、事業所ごとに作成をお願いします。受講者が20名以上いる場合は、行を増やして記載してください。